

## 大洲市告示第 23 号

### 公募型プロポーザルの公告

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

大洲市長 二宮 隆久

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名称

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務

##### (2) 業務の目的

別添「大洲喜多地区医療機能最適化検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

##### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

##### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日まで

##### (5) 履行場所

大洲市東大洲

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。

- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 過去5年間に於いて、当該業務に類似する契約履行実績を有していること。

### 3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒795-0064

愛媛県大洲市東大洲270番地の1 大洲市総合福祉センター2階

大洲市役所 市民福祉部 健康増進課

電話（0893）23-0310

FAX（0893）23-0311

E-mail [kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp](mailto:kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp)

- (2) 実施要領・仕様書、参加申込書等の入手方法

大洲市ホームページからダウンロード又は担当部局で交付する。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月24日（月）17時までとする。（ただし、受信確認は、9時から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

オ 回答方法

令和7年3月27日（木）以降に大洲市公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加申込書の提出

ア 申込方法

郵送又は持参。

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

イ 申込期限

令和7年4月1日（火）17時までとする。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月15日（火）までとする。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参による。

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

エ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

ア 実施日程

令和7年4月21日（金）（質疑応答を含め30分程度）

※ 詳細については、企画提案者に別途連絡します。

※ 参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合があります。

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、大洲市が設置する「大洲喜多地区医療機能最適化検討業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。詳細は実施要領に記載のとおり。

5 契約方法

受託候補者と大洲市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）の定めるところによるものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
  - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案限度価格）を超える場合
  - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
  - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。